

## 平成 27 年度 第 1 回行政改革審議会 議事録要旨

日 時	平成 27 年 5 月 18 日 (月) 午後 1 時 30 分～15 時 15 分	
場 所	市役所 本庁舎第 10 会議室	
出席者	委 員	会長田村脩、副会長村林聖子、磯貝禎之、加藤早苗、鳥居保、野村剛生、早川正敏、平岩政志、真島聖子
	事務局	新井副市長、企画部長、行革・政策監、経営管理課長 経営管理課 (経営管理課補佐、山本、近藤、高田)
次 第	1 辞令交付 2 市民憲章唱和 3 市長あいさつ 4 自己紹介 5 会長の選任及び副会長の指名 6 議題 (1) アクションプランの 26 年度実績について ア 総括について イ 個別プランについて ウ 審議会委員の意見案について (2) 品質マネジメントシステムの 26 年度運用状況について	

1 辞令交付

2 市民憲章唱和

3 市長あいさつ

4 自己紹介

5 会長の選任及び副会長の指名

会長は田村委員、副会長は村林委員に決定

6 議題

(1) アクションプランの 26 年度実績について

ア 総括について

(事務局説明)

・委員

意見に対する回答(スライド 6)の中で中止の要件として「取り組んでいかないという方針決定をした場合」とあるが、その方針決定はどこが決定するのか。

・事務局

方針はプラン担当課で判断し、その後庁内組織である行革推進委員会で決定しています。

・委員

効果金額については、どのような形で活かされていくのか。

・事務局

効果が出た年度に直接的に他の事業に振り分けられるという事はありません。翌年度以降にその分が展開されていく事になります。ただ、どの事業にどれだけ使われたかという事は明確にはされません。

・委員

翌年度予算に繰越される事になるのか。

・事務局

基本的にこの効果金額は予算執行していないものであり、アクションプランの取組により、歳出抑制できた金額である。この抑制分は当該年度のほかの費目に充当されたり、翌年度への繰越をされる事になるのであるが、決算上この金額が出てくる事はありません。

・委員

初めから予算には含まれていないという事か。

・事務局

実績報告書（資料2）の効果金額一覧の網掛け部分については、取組により収入として入ってきた金額です。この金額が他の市税歳入等と同様に市の事業費として執行されていく事になります。網掛け以外の部分については取組によって執行せずに済んだ金額（節約できた金額）です。プランによっては「～だとしたら」という想定のコツも含んでいるため、すべての金額が市へ歳入として入ってきているわけではありません。

・委員

職員の諸手当の見直しは、どういう事か。

・事務局

見直し前の手当支給額と見直し後の手当支給額の差額です。

・委員

予算にはその金額を差し引いた状態で予算を組んでいくのか。

・事務局

事前にわかっている分については、差し引いた分で予算化していくが、年度途中で変更するような場合は、補正予算を組んだりして対応します。

・委員

5-(2)-13 「水田貯留による雨水対策」について、入札不調で工事が

実施できなかったとあるので、その工事未実施により歳出されなかった金額が効果金額という理解でいいのか。

・事務局

水田貯留柵設置費と柵の設置による水田への貯水量相当の調整池を造成した場合のコストの差額分を効果金額として掲載しています。

・委員

最初から想定している分だけを予算化しないのか。

・事務局

予算化をするのは、年度当初から行うという前提のものをします。本来水田貯留を実施する水田がなければ、調整池の造成工事費を予算化する必要がありますが、水田貯留柵設置であれば調整池の造成と比較し、非常に安価で設置できるため、水田貯留実施可能箇所については貯留柵設置の予算化をしています。

・委員

わかりました。職員の諸手当の見直しについては、職員は理解されているのか。

・事務局

諸手当の抑制については職員組合の一定の理解をもらっていると考えています。

(1) アクションプランの26年度実績について

イ 個別プランについて

(事務局説明)

・委員

中止した2プランについて、中止したので予算化しなかったのか、あるいは中止したからその予算を使わなくなったという事で効果金額が出たのか。

・事務局

2プランのうち、1-(2)-1「新たな地域づくりの研究」については方針決定段階であるため、特別予算計上していません。当然効果金額も発生していません。3-(2)-4「市政情報コーナーの拡充」については、受付の人件費として委託料の予算計上をしていたが、情報コーナー縮小の方針に伴い受付自体が撤退しました。その分の委託料として約1,380千円削減しまし

たが、取組を中止した事で発生した金額であるため、効果金額としての計上は行っておりません。

- ・ 委員

1・(1)・1「市民が市政について討議し、市へ提言する（仮称）市民討議会の調査・研究」について、プランの内容として討議していく仕組みと、その討議結果を市政運営に取り入れる方法の調査・研究である。活動実績を見ると、討議結果を市政運営に取り入れた事が記載されていないので、質問に対する回答（資料3）で回答いただいたような記載をするべきではないか。

- ・ 事務局

委員のご指摘のとおり、その部分に対する記載はありませんので、追記するようにいたします。

- ・ 委員

1・(2)・1「新たな地域づくりの研究」について、中止となっているが、町内会を主体とする地域内分権については意向調査結果を考慮して中止としたという事で理解できるが、プラン自体を中止しなくてもいいのではないか。

- ・ 事務局

このプランは基本的には町内会を主体とする前提で考えています。ところが、現在町内会には様々な事を担っていただいております、大きな負担をかけている。そこに更に財源や権限を移譲してお願いしていく事が現状では非常に厳しいため、その部分を見直し、合わせて支援策も検討していかなければいけないという判断をし、一旦は中止としています。

- ・ 委員

町内会を主体とする地域内分権の導入の可否の検討としては、それでよいと思いますが、市として新たな地域づくりの研究自体は継続していくべきではないか、という疑問があります。

- ・ 事務局

記載については、丁寧さが欠けている部分もございますので、修正させていただきます。この地域内分権について、小学校区あるいは中学校区単位で検討してきました。活動の主体として現在の町内会に変わるあるいは匹敵するような地域コミュニティはありません。NPO等の団体も活動内容や活動拠点多岐に渡るなど、町内会ほどの地域特性はありません。このように町内会に変わる地域団体が他に見出す事ができない現状では、導入を前提とす

る検討はこれ以上は難しいという判断で中止としています。

・委員

市民の方からすると、新たな地域づくりの研究を市がやめてしまうと受け取られてしまいますので、今言われた事も記載していただくとよいと思います。

・委員

町内会では防災、敬老、福祉活動などに対して補助金をもらって活動しています。ただ、この地域内分権についての話し合いを行った事がない。おそらく事務方サイドでの検討の話であると思う。本来はモデル的なものがあったしかるべきであるので、原点に立ち返って進めていかないといけないと思う。

(1) アクションプランの26年度実績について

ウ 審議会委員の意見案について

(事務局説明)

・委員

意見案の2点目について、中止のプランについて引き続き研究していくという記載があるが、事務局としてはいいか。

・事務局

委員の皆様からご指摘がありましたが、そもそもの目的に向けての研究は継続してまいります。

(2) 品質マネジメントシステムの26年度運用状況について

(事務局説明)

・委員

前回は意見を述べさせていただいたが、お客様という表現についてです。安城市民憲章では「たがいに助けあい、住みよいまちをつくりましょう」と市民が力を合わせて一緒によいまちをつくりましょうという市民主体の姿勢であり、アクションプランにおいても、市民参加と協働が重要とされています。市民をお客様にしては主体性や市民参加といったところとの整合性に問題があるのではないのでしょうか。

・事務局

職員の意識改革も含め、行政は最大のサービス産業であり、市民が第一だという中で、お客様という考え方を庁内で確立しました。庁外に対してお客様という意識を持っているというPRをするのではなく、来庁者はお客様という認識でお客様という言葉を使い、CS向上に取り組んでまいりました。委員がおっしゃるように市民の方をお客様、かたや市民協働で一緒にやりましょうと双方において齟齬があるというご指摘はあるかと思えます。お客様という言葉が適切なのか不適切なのかについては委員のご指摘のとおりかと思っております。

- ・委員

市長はお客様とは言わずに市民という言葉を使います。市長が市民という言葉を使われているのに外部ではお客様という言葉を使うのはどうか。言葉の問題として市民満足度アンケート等、お客様ではなく市民という言葉が使われた方が良くと思います。

- ・事務局

ありがとうございます。

- ・委員

ISO9001では「お客様」という言葉を使いますが、行政機関における「お客様」は市民よりも大切な方という意味があると思います。行政の品質マネジメントシステムとして、このような言葉は存在すると思いますが、委員が言われたとおり違和感があるところはあります。

市長マニフェストですが、品質において現在市がやるべきこと、そして将来において市がやるべきことはこのマネジメントシステムの中に含まれているのでしょうか。

- ・事務局

以前の会議は市長マニフェストの進捗状況を別途この会議の中で諮って、進捗状況をご報告していた経緯がございます。この中に包含するという考え方にはまだ現在至っておりません。市長は4選にあたりまして新たなテーマを掲げられています。新たなマニフェストに対して任期中にどのようにその施策を具体化するか、というところを各部署でマニフェストに基づいて現在リストアップしてまいります。今後当該年度で着手するものから次年度以降に着手するものが揃ってまいりますので、何らかの機会では提供してまいりたいと思えます。その中で前回のような進捗管理という形のスタイル

をとるのか、どのように進捗の状況を説明するのか、手法については今後の研究課題とさせていただきたいと思います。

- 田村会長

資料6 市長の指示においても触れられていますので、よろしく願いします。今回各委員から出た意見を尊重し、品質マネジメントシステムを柱として、市民満足度の向上につながるような取組みをお願いします。

- 新井副市長あいさつ